

## 渋川市遊休農地再生利用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内にある遊休農地の解消を図るため、農業者等が行う遊休農地の再生利用を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内にある遊休農地に対する取組で、遊休農地再生利用事業実施要領（平成31年3月29日付け農構第30193-5号。以下「県実施要領」という。）第2に定められたもの又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等を5年以上の期間で受けた遊休農地の再生利用を行うものとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助対象事業を実施する農業者、複数の農業者により構成される農業者組織、新規就農予定者又は渋川市農業再生協議会とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 発生防止（推進事業）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>県実施要領別記「遊休農地再生利用実施基準」（以下「県実施基準」という。）第2の1（2）による。ただし、県実施基準表1に該当する場合には、対象外とする。</p>	2分の1以内	20万円

2 再生利用・集積（伐採・抜根、整地等）

補助対象経費	補助額
<p>県実施基準第2の2（2）による。ただし、県実施基準表1に該当する場合及び農地法（昭和27年法律第229号）に規定する1号遊休農地のうち中山間地域以外の緑区分の農地の再生利用を行う場合には、対象外とする。</p>	<p>次に掲げる区分に応じて再生利用を行った面積に取組単価を乗じることにより、算定するものとする。ただし、再生利用・集積に要する総事業費は1件当たり200万円未満であることとする。</p> <p>1 所有権移転又は農地中間管理機構を通した10年以上の無償での利用権設定</p> <p>取組単価は50,000円/10aとする。ただし、対象農地が中山間地域に位置付けられている場合は、取組単価を100,000円/10aとし、取組単価（10a当たり要する経費）が50,000円/10a以上で、100,000円/10a以下の場合には、その取組単価を上限とする。</p> <p>2 5年以上の利用権設定等（ただし、トラクターを除く建設用重機等を利用した場合に限</p>

り適用する。)

取組単価は30,000円/10aとする

。

3 5年以上の利用権設定等

取組単価は15,000円/10aとする

。